

第6章

生きがいづくりと 在宅福祉サービスの充実

- 第1節 生きがいづくりへの支援とボランティア活動の促進
- 第2節 在宅福祉サービスの充実

第6章 生きがいづくりと在宅福祉サービスの充実

第1節 生きがいづくりへの支援とボランティア活動の促進

1 老人クラブ助成事業

令和2年度現在、67の老人クラブ(約2,400人)が社会奉仕活動、教養講座、健康増進活動に取り組んでいます。この老人クラブに国、県、市で活動費の助成を行い、活動を促進しています。

2 生涯学習を通した生きがい対策

60歳以上を対象とした「仲間づくり、健康づくり、趣味を楽しむ」生涯学習の場として、臼杵市中央公民館では「亀城学園」「亀城大学」、野津中央公民館では「白寿大学」の学習会を毎月開催しています。社会見学や文化祭、カラオケや折り紙、パソコン等のクラブ活動も充実していて、学年をこえた仲間づくりをすることができます。また、地区公民館を利用した生涯学習活動についても支援しています。それぞれの活動が、学びや親睦の場にとどまらず、これまでの経験や学習によって得られた知識や技術を、学校や地域などで伝達していただけるように「まなびりすと(生涯学習指導者リスト)」に登録・活動していただくことで、生きがいづくりになるよう支援しています。

3 高齢者サロン活動支援事業

高齢者が身近な場所で自発的な介護予防の取組ができるように地域活動組織を育成・支援し、高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加を促進する地域の拠点づくりを行います。

■ 運営主体

参加対象者(市内に住所を有する65歳以上の者及び活動支援者)が5名以上でサロン活動を行っている地域組織

■ 実施場所

原則として、地域の公民館、集会所等の公共的施設

■ 開催回数及び開催時間

月1回以上、定期的に開催し、1回あたりの開催時間は、概ね2時間以上とする。

■ 活動内容

次の内容を参考に各運営主体で決定する。

- ① 参加者相互の親睦
- ② 講話・体操・レクリエーション等健康増進、介護予防に関すること
- ③ 政治、宗教、営利を目的としないこと

■ 活動助成

サロン開催1回あたり1,000円(月額4,000円が上限)

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施数(箇所)	68	70	75	80	90	100
参加実人数(人)	1,494	1,440	1,480	1,520	1,560	1,600

4 臼杵市ほっと！！生き生きサポーター養成と活動支援

地域で運動やレクリエーション等の活動の支援を行うボランティア「介護予防サポーター(ほっと！！生き生きサポーター)」の養成をし、健康づくりや介護予防を推進しています。

(1) 介護予防サポーター養成講座の実施

希望者に対し、養成講座を開催します。講座をすべて受講した方は、「臼杵市ほっと！！生き生きサポーター」として登録されます。今後もサポーターの必要性等を周知していくことで、サポーターの登録数を増やしていきます。

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
サポーター登録者数(人)	98	103	108	123	138	153
サポーター派遣回数(人)	741	724	500	750	830	920

(2) スキルアップのための研修・学習会

登録されたサポーターに対し、スキルアップのための研修会等を定期的で開催します。市主催の「ほっと！！生き生き健康教室」では、サポーターがスタッフとして経験を積み、サポーター同士の交流を持つことで情報交換をし、地域での活動を念頭に置いた学習の場を設けています。

(3) 地区の定期的な運動継続の支援

地区主催の健康教室やサロンで、健康体操等の運動や簡単なレクリエーションを行います。サポーターは、地域の方が自主的に継続した健康づくりができるよう支援していきます。

(4) ほっと！！生き生き健康体操の普及

運動継続の必要性を地域に普及していくために、臼杵市のご当地体操として、「ほっと！！生き生き健康体操」を地域に普及する活動も行っています。

この体操は、若い方から高齢者まで、地域や自宅で、気軽に安全にできるよう、棒やタオルを用いて、全身の筋肉を使った動きで構成された体操です。ケーブルテレビや、地域で開催される健康教室等を通じ、広く普及させていきます。

■ 実績と計画

【スキルアップ研修】

		第7期実績(見込み)			第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スキルアップ 研修	開催回数	3	4	4	4	4	4
	参加 延人数	70	57	50	60	70	80

【市主催教室支援】

		第7期実績(見込み)			第8期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市主催教室 支援	開催回数	32	32	31	32	32	32
	参加 延人数	437	357	154	360	370	380

5 生涯スポーツの充実

市民一人ひとりが、生涯を通し「ひとり1スポーツ」を実践し、健康づくり・体力づくり・地域づくり・生きがいづくりにつなげることが大切です。誰もが無理なく継続して行うことができる「ウォーキングで健康づくり」を推進し、日常的にスポーツに親しむことに取り組んでいます。ウォーキングの前後に行うストレッチやウォーキングの正しい方法を普及・啓発し、地域交流を促進しながら生活習慣病の予防や介護予防、ストレス解消にも効果的な運動習慣の普及定着を図ります。

また、軽スポーツやユニバーサルスポーツの指導者の育成などを行うとともに、健康・体力づくり等に関する情報提供などを行い、スポーツ教室やスポーツ大会を開催し普及促進に努めます。

生き生きとした元気な高齢者を増やすことで、健康寿命の延伸を図ります。

6 ボランティア活動を通じた社会参加

高齢者が地域において積極的にボランティア活動が行えるよう、社会福祉協議会や老人クラブ、地域振興協議会等と連携し、活動情報の提供、ボランティア養成研修、ボランティア登録等、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

7 臼杵市お達者長生きボランティア制度

高齢者の社会参加及び地域貢献を奨励し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会の形成を目的とした制度です。介護保険施設や児童関連施設、自治会等でボランティア活動をする際に、その活動実績によってポイントを付与し、年に一度ポイント数に応じて換金できます。

令和2年10月末時点で、ボランティア登録者は548人、受入施設は127施設となっています。

■ 対象者

臼杵市の介護保険第1号被保険者(65歳以上の高齢者)

※あらかじめ登録が必要であり、登録者にはボランティア手帳を交付します。

■ ボランティア活動の主な内容

1. レクリエーション等の指導・参加支援
2. お茶出し、食堂内の配膳・下膳、シーツ交換等の補助
3. 散歩、外出または屋内移動の補助
4. 模擬店、会場設営、芸能披露等の行事手伝い
5. 話し相手、傾聴
6. 本、絵本、紙芝居等の読み聞かせ
7. 登下校時の見守り、声掛け
8. 伝統工芸等、各種行事の講師
9. 施設内外の清掃、各種行事の手伝い
10. 防災に関する手伝い等

■ ボランティア受入施設

1. 介護保険適用施設
2. 障がい者施設
3. 小・中学校
4. 幼稚園・保育所(園)
5. 自治会及び地域振興協議会等

■ ポイントの付与及び交換

概ね1時間のボランティア活動につき、100ポイント(スタンプ1個)を付与します(1日2個を上限)。100ポイント(スタンプ1個)につき、100円を交付します(5,000円を上限)。5,000ポイントに到達された方は、5,000円の口座振込又は5,500円の市内で使える商品券のいずれかを選択できます。令和元年度のポイント交換者は203人で、そのうち87人が5,000ポイントに到達されました。

第2節 在宅福祉サービスの充実

1 家族介護支援事業

(1) 家族介護用品の支給

在宅で寝たきり等の要介護高齢者を介護している家族に介護用品購入のための補助券を交付します。

■ 対象者

- ・ 要介護4又は5と認定された白杵市に居住する 65 歳以上の高齢者を介護している家族で、その家族の世帯全員の市民税が非課税の世帯

■ 対象品目

- ・ 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、口腔用スポンジ

■ 助成限度額

- ・ 年額 75,000 円(補助券 12 枚)

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数(人)	21	20	16	25	25	25
支給額(円)	1,115,791	1,164,790	1,000,000	1,875,000	1,875,000	1,875,000

(2) 家族介護慰労事業

常時高齢者を介護している家族等に対して慰労金を支給します。

■ 対象者

- ・ 要介護4又は5に相当する高齢者で、過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用又は3カ月未満の入院を除く)を受けなかった方を現に介護している市民税非課税世帯の家族

■ 助成限度額

- ・ 年額 100,000 円

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数(人)	0	0	0	2	2	2
支給額(円)	0	0	0	200,000	200,000	200,000

2 地域自立生活支援事業

配食サービス

栄養改善が必要な高齢者等に、週3回(昼もしくは夕食時)、栄養バランスのとれた食事をお届けし、安否の状況を把握します。

■ 対象者

- ・ おおむね 60 歳以上のひとり暮らしの虚弱な高齢者
- ・ 身体障がい者のみの世帯、またはこれらに準ずる世帯で、調理を毎日行うことが困難な世帯
- ・ 高齢者のみの世帯で、調理を毎日行うことが困難な世帯

■ 費用負担

- ・ 1食あたり 500 円

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数(人)	148	138	120	110	110	110
支給額(円)	4,641,000	4,616,504	4,613,760	4,699,200	4,699,200	4,699,200

3 はり・きゅう・あんま施術料の助成

臼杵市在住で 70 歳以上の高齢者が、はり・きゅう・あんまの施術を受けた経費の一部を助成します。

■ 助成額

- ・ 施術1回につき 600 円
- ・ 利用券(年間 24 枚限度)を支給

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数(人)	800	819	750	800	800	800
支給額(円)	4,899,600	4,977,600	4,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000

4 高齢者住宅改造費の助成

高齢者等が居宅において生活するために必要な住宅設備を改修する費用の一部を助成します。

■ 対象者

- ・ 市内に1年以上住所を有する方
- ・ 住宅改造が必要と認められる、要支援又は要介護と認定された住宅の高齢者がいる世帯及び高齢者のみの世帯、住宅改造が必要と認められる 75 歳以上の高齢者がいる世帯
- ・ 生計中心者の前年の所得金額が 2,000,000 円未満の世帯

■ 対象工事限度額

- ・ 600,000 円

■ 個人負担割合

	個人負担割合
生活保護世帯	なし
その他の世帯	3分の1

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数(人)	6	13	13	10	10	10
支給額(円)	1,631,000	3,271,000	3,166,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000

5 緊急通報装置の設置

高齢者や身体障がい者に緊急通報装置を貸与することで、緊急時に受信センターのある消防署や協力員等が連携して迅速かつ適切な対応を図ります。

■ 対象者

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの虚弱な方
- ・ ひとり暮らしの重度身体障がい者
- ・ 高齢者のみの世帯で、ひとりが寝たきり又は二人とも身体虚弱の状態にある世帯

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規設置数(人)	8	8	10	10	10	10
延べ台数(台)	200	155	140	130	130	130

6 日常生活用具給付

要支援2以上のひとり暮らしの高齢者で、身体上又は精神上の障がいがあり日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します(前年の所得税額に応じた費用負担があります)。

■ 品目

火災報知器、自動消火器、電磁調理器

■ 実績と計画

	第7期実績(見込み)			第8期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数(人)	1	0	2	2	2	2
支給額(円)	17,280	0	35,200	44,000	44,000	44,000

7 福祉電話の設置

ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者の孤独感を和らげるとともに安否の確認、各種の相談及び日常生活における連絡等サービスを提供する電話を設置します。

■ 対象者

- ・ 市内に住所を有し次のいずれかに該当する方
- ・ 要介護状態区分が要支援 2 以上のひとり暮らし高齢者で安否の確認を必要とする方又は外出困難な重度身体障がい者に定める障害程度の等級が 1 級または 2 級の方
- ・ 現に電話を保有しない低所得世帯(所得税の非課税世帯)に属し、かつ、福祉電話の必要性が認められる方

8 敬老祝品・敬老週間のサービス・金婚式祝品贈呈

■ 敬老祝品の配布

健康長寿を祝福し、高齢者福祉の高揚を目的として、市内在住の満 100 歳の方には誕生日に、表敬訪問して祝品を手渡します。満 100 歳を超える方には 9 月中に祝品をお渡しします。

■ 敬老週間のサービス

敬老週間(9/15～9/21)の期間中、市内在住の高齢者を対象に、市内指定のお店の利用料や施設の観覧料が割引、無料になります。

■ 金婚式祝品贈呈

市内に住所を有し、結婚後 50 年を迎える夫婦に対し慶祝状と記念品を贈呈し、その夫婦の健康長寿を祝福します。

9 安心生活お守りキット

(1) 安心生活お守りキットとは

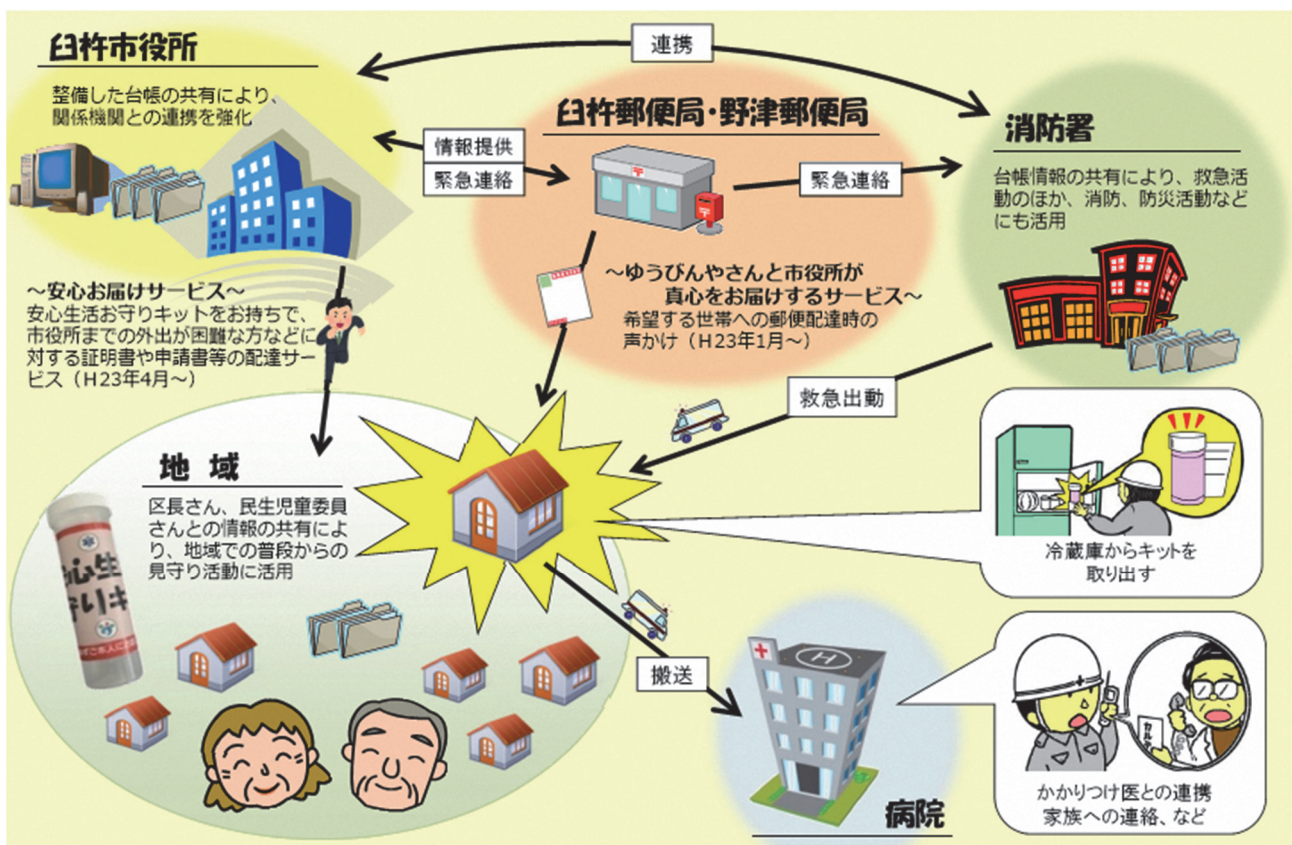
臼杵市では、70 歳以上の高齢者だけの世帯の方、障がいのある方、健康に不安のある方などを、緊急の際に地域の中でしっかりとサポートできるように、平成 21 年度から「安心生活お守りキット事業」に取り組んでいます。

安心生活お守りキットとは、氏名や生年月日、緊急連絡先やかかりつけ医などの個人情報が記載されたカードをプラスチック製の容器に入れて、自宅の冷蔵庫の中に保管しておき、緊急時や災害時に活用するというものです。また、お守りキットの配布は、地域の区長や民生委員・児童委員などを通じて行われるため、利用者と市とのやりとりで完結するのではなく、地域の人が関わりながら見守りを行う仕組みになっているのも特徴です。

記載された情報は台帳に取りまとめ、市、消防署、地域(区長・民生委員)で共有しており、地域での見守り活動や消防、防災などにも広く活用できるようになっています。

令和 2 年 3 月末現在の申込者数は、累計で 8,685 人で、平成 22 年 4 月から令和 2 年 3 月末までに 1,331 件が救急現場で活用されています。

■ 安心生活お守りキット事業の仕組み



(2) 安心生活お守りキットの付加サービス

お守りキット申込者に対する付加サービスとして希望者には下記のサービスを実施しています。

■ 「お元気ですかはがき」の発送

お守りキットに関連する調査や高齢者の生活に必要な情報提供等を目的に、全ての申込者に対して定期的に市役所から手紙を送付する(1年に2回程度)。

さらに、希望する世帯に対し、郵便配達時に声かけを行うもの。もし、配達時に異常を発見した場合には、消防署や福祉課などに連絡を行う。

■ 安心お届けサービス

お守りキットを申し込んでいる方のうち、車の運転が困難であることや親族が近くにいないなどで、市役所に行くことが困難な方に対し、各種証明書、各種申請書を電話で受付し、職員が自宅まで届けるサービス(平成 23 年4月から開始)。

サービスの内容	手数料	担当課 (臼杵庁舎)	担当課 (野津庁舎)
住民票の交付	300 円	市民課(内 1194)	市民生活推進課 (内 127、128)
印鑑登録証明書の交付	300 円		
所得・課税証明書の交付	300 円	税務課(内 1114)	市民生活推進課 (内 125、126)
固定資産税評価証明書の交付	300 円	税務課(内 1120)	
納税証明書の交付	300 円	税務課(内 1114)	
介護保険の要介護(要支援)認定の申請受付		高齢者支援課(内 1155)	市民生活推進課 (内 121、122)
国民健康保険被保険者証の再発行 後期高齢者医療被保険者証の再発行		保険健康課(内 1145)	
身体障害者手帳の申請受付およびその交付		福祉課(内 1180)	
重度心身障害者医療費受給資格更新の申請受付		福祉課(内 1178)	
補装具交付の申請受付		福祉課(内 1179)	
心身障害者タクシー料金助成の申請受付および交付		福祉課(内 1180)	
はり・きゅうおよびあんま施術料金助成の申請受付及び交付		高齢者支援課(内 1153)	

10 養護老人ホームへの入所

おおむね 65 歳以上の方で、次の要件のいずれにも該当する場合、「臼杵市安生寮」等の養護老人ホームへの入所を申し込むことができます。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする場合は、入所の申し込みはできません。申込者については、入所判定委員会により、要否の判定を行います。

(1) 環境上の事情

- ・ 入院加療を要する病態でないこと
- ・ 家族や住居の状態など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であること

(2) 経済上の事情

- ・ 市民税非課税世帯(均等割りのみは可)

